

「和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度」
参画企業募集に係る Q&A（平成 28 年 3 月）

目次

- 1 対象企業の要件
- 2 交付対象者の募集
- 3 交付対象者の選考
- 4 交付対象者の要件
- 5 交付対象者の採用
- 6 対象企業の支払い
- 7 採用予定人数枠
- 8 その他

1 対象企業の要件

- Q 1 和歌山県内に本社がある企業で、交付対象者が県外の支社、支店、事業所等で業務にあたる場合は、本制度の対象となるか。
- A 1 交付対象者が将来的に県内の本社、支社、支店、事業所等を主たる勤務場所として業務に従事することが予定されていれば、採用後すぐに県内で業務に従事しなくても助成金交付の対象とします。
- Q 2 県外に本社がある企業で、交付対象者が県内の支社、支店、事業所等で業務にあたる場合は、本制度の対象となるか。
- A 2 交付対象者の勤務場所が将来にわたって県内の支社、支店、事業所等を条件に採用する場合に限り、助成金交付の対象とします。

2 交付対象者の募集

- Q 1 対象企業のリストの提示とは、どのようなものか。
- A 1 対象企業の人材確保を支援するため、交付対象者募集の資料として、企業名、所在地、業務内容等の情報を県のホームページ等に掲載し、対象企業の PR を行います。
- Q 2 どうやって学生を集めるのか。
- A 2 県は大学訪問やホームページ、保護者への PR 等を通じて制度の周知に努めます。対象企業においてもホームページやあらゆる機会を通じて制度の PR にご協力願います。

3 交付対象者の選考

Q 1 交付対象者の選考の時期と方法は。

A 1 就職2年前（大学3年生又は大学院1年生）となる4月から募集を開始し、5月に締め切り、6月中に論文や面接により優秀な学生を選考します。

選考にあたっては、経済団体や、産業界の方に審査していただくことを予定しています。

なお、応募者が定員（50名）に達しない場合は、面接選考を行わない場合もあります。

4 交付対象者の要件

Q 1 交付対象者は理工系・情報通信系の学部や専攻科で学ぶ学部生及び院生に限られますか。

A 1 この制度は、県産業を支える製造業と情報通信業の研究開発職・技術職を担う優秀な理工系・情報通信系の学生等が採用に対して応募が少ないという課題の解決に向けた制度であることから、理工系（農学系・薬学系含む）・情報通信系の学部、専攻科で学ぶ学生・院生に限ることとします。

5 交付対象者の採用

Q 1 研究開発職・技術職として採用しなくては行けないか。

A 1 原則は研究開発職・技術職として採用することとします。ただし、採用時に違う職種であっても将来的に研究開発職・技術職に配属する予定であれば問題ありません。

Q 2 助成金を交付されるのは、4月の採用に限られますか。

A 2 原則として、助成金交付の対象となるのは、卒業した翌年度の4月採用とします。

6 対象企業の支払い

- Q 1 対象企業の支払いは、いつ、どんな形であればいいか。
- A 1 就職した交付対象者が 3 年間の勤務により助成金の交付要件を満たした後に速やかに県に支払っていただきます。
- Q 2 採用後 3 年未満で退職した場合はどうなるか。
- A 2 交付要件を満たしていないため、助成金は交付しませんので、対象企業の支払いはありません。
- Q 3 採用後、病気等で休職した場合はどうなるか。
- A 3 対象企業に在籍していれば、助成金の交付対象となります。
- Q 4 入社後 3 年経過した後、助成金の交付申請をするまでに退職した場合はどうなるか。
- A 4 入社後 3 年経過した時点で、助成金の交付対象となります。従いまして対象企業にも支払っていただきます。
- Q 5 対象企業の支払いは一人あたり最大 50 万円とあるが、それ以下とはどんな場合か。
- A 5 この制度は奨学金の返還金（最大 100 万円）を助成する制度ですので返還額が 80 万円の場合は、助成金の額は 80 万円となり、対象企業の支払いはその 1 / 2 の 40 万円となります。
- Q 6 対象企業の支払いは税金面でどのような扱いとなるか。
- A 6 県への寄付の扱いになりますので、現行の税制では、法人税計算時に損金参入の対象となります。

7 採用予定人数枠

- Q 1 採用予定人数枠とはどういうものですか
- A 1 採用予定人数枠とは、この制度を適用して採用する学生の人数枠を言います。
- あらかじめ対象企業が枠を決めておくことにより、対象企業は支払額を予定することができます。
- また、学生は、交付対象者であったために採用されなかったということがなくなります。

例えば、交付対象者5人の応募があり、5人とも採用したいが250万円の負担が出来ないため、交付対象者の採用を2人にして、成績にかかわらず交付対象者でない者を3人採用するというケースが考えられます。

しかし、あらかじめ採用予定人数枠を2人と設定し公表しておくことによって、5人のうち2人はこの制度を適用し、他の3人には枠が2名なので制度は適用出来ないが、制度を適用しないで採用する（本人の同意が必要ですが）ということが可能になります。

Q 2 採用予定人数枠を変更することはできるか。

A 2 県へ採用予定人数枠の報告をした後は、県と協議のうえ人数枠を増やすことは可能ですが、減らすことについては、本制度への信頼を損なうこととなりますので不可とします。

Q 3 対象企業は、採用予定人数枠を満たすまで必ず交付対象者を採用しなければならないか。

A 3 対象企業募集要領の3の(3)のとおり、出来る限り採用に努めていただきますが、採用するかどうかの判断は対象企業が人物を評価し決定するものと考えております。

そのため、本制度に基づかない応募者を採用し、交付対象者を採用しない場合もあります。

Q 4 採用予定人数枠を満たしていないが、制度を適用せずに交付対象者を採用してよいか。

A 4 交付対象者を採用する場合は、採用予定人数枠を満たすまで必ず本制度を適用してください。

Q 5 採用予定人数枠を超えて交付対象者を採用する場合、本制度を適用せずに採用することは可能か。

A 5 可能ですが、その場合は、本制度による助成が受けられないことについてご本人（交付対象者）の同意を必ず得てください。

8 その他

Q 1 この制度は、いつまで続くのか。

A 1 当分の間は継続する予定ですが、現時点では終期は未定です。

Q 2 毎年度、参画の申込みをする必要があるのか。

A 2 対象企業の募集は毎年行いますので、参画いただける場合はその都度、申込みをお願いします。